

下水道をご利用されるお客様へ

下水道使用料のお知らせ

宅内の下水道接続工事が完了し使用を開始しますと、流した汚水の量に応じて毎月「下水道使用料」を納めていただくこととなります。この使用料は、汚水の処理経費、下水道管の清掃、補修などの施設を維持管理する経費と、下水道施設の建設に要した市債(借入金)を返済する経費に充てられます。

1. 下水道使用量の決まり方・・・下水道使用量は、次のように決まります。

家事用

- ① 上水道のみを使用される場合 ……………上水道の使用水量とします。
- ② 井戸水等のみを使用される場合 ……………世帯人員に応じて下の表のように認定します。
- ③ 上水道と井戸水等を併用される場合 ……上水道の使用水量と井戸水等の認定汚水量(下の表)を比較して多い方の水量とします。

・認定汚水量表(1ヵ月あたり)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	5人を超え 1人増すごとに
認定汚水量	16 m ³	20 m ³	26 m ³	31 m ³	34 m ³	2 m ³

※井戸水の使用に関する中止、再開、世帯人員の変更などがありましたら上下水道料金課へ届け出てください。

家事用以外

- ① 上水道のみを使用される場合 ……………上水道の使用水量とします。
- ② 井戸水等のみを使用される場合 ……………市が指定するメーターを設置していただき計測した水量とします。
- ③ 上水道と井戸水等を併用される場合 ……上水道の使用水量と井戸水等の使用水量(メーター計測)を合算した水量とします。

2. 下水道使用料

・下水道使用料表(1ヵ月につき)

使用料区分	基本使用料	従量使用料(汚水量1 m ³ につき)			
		~10 m ³	11~40 m ³	41~250 m ³	251 m ³ ~
単価	670 円	80 円	150 円	165 円	175 円

※上記使用料表により算出した金額に消費税相当額が加算されます。

【例】 下水道使用料計算(1ヵ月の使用水量が 27 m³の場合)

基本使用料		670 円
従量使用料	10 m ³ 以下	80 円 × 10 m ³ = 800 円
	11~40 m ³ 以下	150 円 × 17 m ³ = 2,550 円
	合計	4,020 円
	4,020 円 × 1.10(消費税) = 4,422 円(円未満切捨て)	下水道使用料 4,422 円

下水道使用料早見表

(消費税含む)

汚水量	下水道使用料	汚水量	下水道使用料	汚水量	下水道使用料	汚水量	下水道使用料
0m ³	737円	13m ³	2,112円	26m ³	4,257円	39m ³	6,402円
1m ³	825円	14m ³	2,277円	27m ³	4,422円	40m ³	6,567円
2m ³	913円	15m ³	2,442円	28m ³	4,587円	41m ³	6,748円
3m ³	1,001円	16m ³	2,607円	29m ³	4,752円	42m ³	6,930円
4m ³	1,089円	17m ³	2,772円	30m ³	4,917円	43m ³	7,111円
5m ³	1,177円	18m ³	2,937円	31m ³	5,082円	44m ³	7,293円
6m ³	1,265円	19m ³	3,102円	32m ³	5,247円	45m ³	7,474円
7m ³	1,353円	20m ³	3,267円	33m ³	5,412円	46m ³	7,656円
8m ³	1,441円	21m ³	3,432円	34m ³	5,577円	47m ³	7,837円
9m ³	1,529円	22m ³	3,597円	35m ³	5,742円	48m ³	8,019円
10m ³	1,617円	23m ³	3,762円	36m ³	5,907円	49m ³	8,200円
11m ³	1,782円	24m ³	3,927円	37m ³	6,072円	50m ³	8,382円
12m ³	1,947円	25m ³	4,092円	38m ³	6,237円	51m ³	8,563円

3.水道料金、下水道使用料のお支払いは、便利な口座振替(自動払込み)をご利用ください。

口座振替は、ご指定の口座から自動的に水道料金、下水道使用料をお支払いただく方法です。納付のためにお忙しいなかを金融機関やコンビニエンスストア等まで納めに行く手間がいりませんので大変便利です。なお、水道料金を口座振替にされている方は、水道料金と同じ口座から振替となります。

・口座振替(自動払込み)取扱金融機関

三菱UFJ銀行 大垣共立銀行 十六銀行 愛知銀行 名古屋銀行 岐阜信用金庫
東濃信用金庫 岐阜商工信用組合 東海労働金庫 めぐみの農業協同組合 ゆうちよ銀行

※上記金融機関すべての本支店で申し込みができます。ただし、申込用紙は可児市外の本支店には備え付けておりませんので、必要な場合は上下水道料金課までご連絡ください。

4.その他

口座振替された水道料金、下水道使用料については、毎月の検針日に「上・下水道の使用水量と料金のお知らせ」の口座振替済のお知らせ欄で、2ヶ月前の振替結果をお知らせしております。